

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県B郡所在のC会社（以下「会社」という。）に採用され、1年3か月の研修後、平成〇年〇月に〇技術部〇課に配属され、旋盤及び複合加工機等の設計業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、会社の寮の自室において、死亡しているところを管理人に発見された。死体検案書によれば、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日、午前〇時頃、直接死因：縊死、死因の種類：自殺」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者には精神障害に関連する疾病での受診歴はなく、請求人や会社同僚、寮の管理人の申述から、被災者が精神障害を発病していると考えられる症状の出現が確認できないことから、被災者は精神障害を発病していたとは考え難い」旨の意見を述べている。

この点、請求人は、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、「Dの実家に帰って来ていたのは、平成〇年〇月〇日から〇日までなのですが、このとき、被災者の様子がおかしいとは感じませんでした。」旨述べている。

また、同僚Eは、「自殺の1週間前、〇月〇日の夕食の時に会話をしましたが、被災者の様子は普段と全く変わるところはありませんでした。この後も、何度か職場で被災者を見掛けましたが、被災者の様子がおかしいとは全く思いませんでした。」と述べ、同僚Fは、「被災者と最後に会ったのは、自殺する前の週の前半でした。このとき、寮の食堂で一緒に食事をとったのですが、特に普段と変わるところはなく、被災者が自殺するまでに悩んでいたことに全く気付きませんでした。」と述べている。さらに、同僚Gは、「自殺の3日前、〇月〇日金曜日の夜、仕事が終わった後、被災者から誘われて二人でカラオケに行きました。3時間ほどカラオケをしたのですが、被災者の様子はいつもどおりでした。週末だったので、疲れている様子はありませんでしたが、いつもの週末の疲れという程度でした。」、「感情の起伏が激しくなったり、口数が多くな

ったり少なくなったり、人付き合いを避けるようになっていたりすることはありませんでした。」、「眠れなさそうということもなく、体重が大きく増えたり減ったりということもありませんでした。」、「被災者が悩んでいるようにも全く見えませんでした。」旨述べている。このほか、寮の管理人Hも、「自殺の前日の午後8時頃、被災者の様子に普段と変わるところはありませんでした。」と述べている。

上記の各申述はもとより、本件における一切の記録を精査するも、被災者が自殺する以前において、精神障害を発病していたことをうかがわせる事実を見いだすことはできず、当審査会としても、被災者の死亡に至る経過、言動等からして、被災者は精神障害を発病していたとはいえないとした専門部会の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 認定基準によれば、国際疾病分類第10回修正版に示されているF2からF4に分類される精神障害を発病していることが認定要件の1つであるところ、上記(1)で判断したとおり、被災者が精神障害を発病していたとは判断できず、したがって、その余の認定要件を検討するまでもなく、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) なお、監督署長及び審査官とも、請求人らの主張を踏まえ、被災者が精神障害を発病していたと仮定し、認定基準に基づく心理的負荷を評価しているが、当審査会としても、決定書理由第2の2(2)イに説示のとおり、被災者が精神障害を発病していたとして検討しても、その業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らないと判断する。

(5) 以上のことから、被災者は精神障害を発病していたとは認められず、被災者の死亡が業務上の事由によるものであるとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。